

# 題目落ユニオシ **1** 2025 年 10 月 1 日 No.936

JR東日本労働組合 発行者 情報宣伝部

# 乗務業務の「予備勤務の見直し」をさらに解明する!

「勤務制度の見直しに関する第二次解明申し入れ」の団体交渉を開催(9月 30 日開催)

## 【乗務業務における予備勤務の見直し】

### ▼乗務割交番作成に複数の勤務種別を指定することは可能なのか?

- ・「乗務割交番作成規程」の第2条5項に「行路群」とある。この条文により複数の勤務種別を指定す ることは可能であると考えている。考え方は現行と変わらない。
- ・これまで予備勤務で指定していた勤務は「変形日勤等」としていく。変形日勤であっても輸送障害等 の場合は「待機」を指示する場合もある。
- ・乗務割交番は「特/公/予|を「特/公/変|とする。
- ・在宅休養時間の考え方は現行と変わらない。

#### ▼乗務員勤務以外の勤務の社員が乗務する場合のアルコール検査を行う時期は?

- ・乗務することが決まったときにアルコール検査を実施する。取り扱いは現行と変わらない。
- ▼乗務員勤務以外の勤務の社員が乗務する場合、アルコール検査で 0.00 mg以外が検出された場合の取 り扱いはどうなるのか?
- ・当該社員が飲酒を否定し、2回目のアルコール検査でも 0.00 mg以上が検出された場合は、その時間 から「欠在」となる。現行でも「欠在」として取り扱っている。
- ▼1日目「変形|、2日目「乗務|の勤務指定で変形勤務中の急遽、乗務をして日をまたいで退勤した 場合の取り扱いは?
- ・所定労働時間帯以外の時間に、臨時の勤務の労働時間数が5時間に達したときは、2日目の乗務を変 形日勤に変えて非番を付与することになる。
- ・非番を付与できない場合、所定の「乗務」のほか、変形日勤や出勤時間を変えるなど、対応はケース バイケースになると考えている。

#### ▼これまでの「交番予備」及び「波動予備」の要員の考え方は?

- ・交番の概念は残る。変更する考えはない。業務量を見て必要な要員を確保する。
- ・波動における要員の考え方も変わらない。
- ▼現業・非現業といった働き方の区別を無くし、現場第一線の職場と企画部門を融合した事業運営を行 うことで要員に余裕が生まれるのか?
- ・現場では休日出勤の増加など、要員がカツカツであることは認識している。これまで企画業務を行っ ていた社員と業務量をシェアすることができるようになるが、大きく変わらないと考えている。

予備勤務の廃止提案(就業規則第 88 条の廃止)は、乗務業務を前提としない変形日勤で対 応することから、急遽の対応(食事や着替えなど乗務業務に対する「構え」)ができなくな り、鉄道運行に影響を及ぼすことが懸念されます。